

高さ制限における屋上や途中階のパイプ手すりについて

法第55条第1項
法56条第1項第7項
法58条第1項
令2条第1項第6号
東京都市計画高度地区
(中野区決定)

建築基準法で規定されている高さ制限について、屋上や途中階にパイプ手すりを設ける場合の取り扱いは、下記の通りとする。

1. 手すりの形状

手すりは縦棧（10cm程度のピッチ）のパイプ状のもので、見通しがきき、日照通風に影響のないもの。（パネル状のものやパンチングメタル等の面状のものは除く。）

2. 注意

日影規制の対象建築物となった場合及び天空率を利用する場合は、手すりも建築物の高さに算入する。

屋上等のパイプ手すり(縦棧)の斜線制限

	道路 斜線	隣地 斜線	北側 斜線	高度地区		日影 規制	天空 率
				高度 斜線	最低 高度		
屋上	○	○	○	○	含 め な い	×	×
バルコニー	○	○	○	○		×	×
屋外廊下	○	○	○	○		×	×
屋外階段の屋上部分	○	○	○	○		×	×
屋外階段の屋上以外の部分	×	×	×	×		×	×

凡例 ○：法の制限を受けない ×：法の制限を受ける

作成2022.9.1 改定2025.4.1

参考 建築基準法質疑応答集

2022年度版 建築確認のための基準総則集団規定の適用事例